

官報

号外

昭和二十九年五月八日

○第十九回 参議院會議錄第四十三号

昭和二十九年五月八日(土曜日)午前十一時四十七分開議

議事日程 第四十三号

昭和二十九年五月八日

午前十時開議

第一 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件
(中央建設審議会委員)

第二 万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件(衆議院送付)
(委員長報告)

第三 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
(委員長報告)

第四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第五 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第六 国の所有に属する自動車の交換に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第七 労働基準法の一部を改正する法律案(栗山良夫君外十名発議)
(委員長報告)

第八 事業附属寄宿舎規程第二十七条改正に関する議案
(委員長報告)

第九 労働者供給事業の禁止措置に関する議案
(委員長報告)

第一〇 事業附属寄宿舎規程中一部改正に関する議案
(委員長報告)

第一一 失業対策事業費国庫補助増額等に関する議案
(委員長報告)

第一二 労働基準局等の地方移譲反対等に関する議案(三件)
(委員長報告)

第一三 労働基準法改正に関する議案
(委員長報告)

第一四 失業対策事業費増額等に関する議案
(委員長報告)

第一五 労働基準局等の地方移譲反対に関する議案(二件)
(委員長報告)

第一六 技能者共同養成費国庫補助増額に関する議案
(委員長報告)

第一七 けい肺法制定に関する議案
(委員長報告)

第一八 労働基準行政機構改革等反対に関する議案
(委員長報告)

第一九 けい肺法制定促進に関する議案(二件)
(委員長報告)

第二〇 映写技術者資格免許制度の一元化に関する議案
(委員長報告)

第二一 傷い軍人の雇用割当に関する議案
(委員長報告)

第二二 地方労働委員会事務局存置に関する議案
(委員長報告)

第二三 高等学校卒業者の就職促進に関する議案
(委員長報告)

第二四 地方労働委員会専属事務局存置に関する議案
(委員長報告)

第二五 労働基準行政機構に関する議案
(委員長報告)

第二六 福井県に労働病院設置の陳情
(委員長報告)

第二七 労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情(九件)
(委員長報告)

第二八 労働基準法中一部改正に関する陳情
(委員長報告)

第二九 技能者養成費国庫補助増額に関する陳情
(委員長報告)

第三〇 労働組合の自主的団体交渉権確立に関する陳情
(委員長報告)

第三一 労働基準法改正反対に関する陳情
(委員長報告)

第三二 公共職業安定所経費増額に関する陳情
(委員長報告)

第三三 けい肺法制定促進に関する陳情(二件)
(委員長報告)

○議長(河井菊八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 西川弥平治君

通商産業委員 加藤 武徳君

議院運営委員 榎原 亨君

同 戸叶 武君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 加藤 武徳君

通商産業委員 西川弥平治君

議院運営委員 上原 正吉君

同 田畑 金光君

同日農林委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 宮本 邦彦君(宮本邦彦君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

防衛庁設置法案
自衛隊法案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案 大蔵委員会に付託
公職選挙法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

市町村職員共済組合法案
同日委員長から左の報告書を提出した。

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件議決報告書

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案修正議決報告書

昭和二十九年五月八日 参議院會議錄第四十三号 議長報告

昭和二十九年五月八日 参議院會議録第四十三号 会誌 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(中央建設審議会委員) 万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件(河井彌八郎)

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案可決報告書

労働基準法の一部を改正する法律案(参議院第一号)可決報告書

郵政委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

労働委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

労働委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

法務委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

特別報告第二号

同日内閣から左の答弁書を受領した。参議院議員青山正一君提出水爆実験のわが国漁業に及ぼす影響についての質問に対する答弁書

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

入場税法

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

交通事件即決裁判手続法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。当せん金附証票法の一部を改正する法律

入場税法

交通事件即決裁判手続法案

同日衆議院において採択することを議決した宮城県石巻市山下に無業配特定郵便局設置の請願外十一件の請願及び北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情外一件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から左の報告書を受領した。昭和二十八年年度第二・四半期における国庫の状況報告書

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

日程第一、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(中央建設審議会委員)を議題といたします。

四月二十三日、内閣総理大臣から、中央建設審議会委員に本院議員鹿島守之助君を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。同君が中央建設審議会委員に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本件は、同君が中央建設審議会委員に就くことができると議決せられました。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

入場税法

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

交通事件即決裁判手続法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。当せん金附証票法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。当せん金附証票法の一部を改正する法律

入場税法

交通事件即決裁判手続法案

同日衆議院において採択することを議決した宮城県石巻市山下に無業配特定郵便局設置の請願外十一件の請願及び北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情外一件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日内閣から左の報告書を受領した。昭和二十八年年度第二・四半期における国庫の状況報告書

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書

この議定書の署名政府は、万国農事協会(以下「協会」といふ)を創設した千九百五十六年六月七日にローマで署名された条約の当事国の政府であるので、

協会(万国農事協会)を含む。以下万国農事協会を「センター」といふ。を解散し、その任務及び資産を国際連合食糧農業機関(以下「機関」といふ)に移転することを望ましいと認めるので、

協会の常設委員会の決議を了知して、次のとおり協定した。

第一条

協会は創設した千九百五十六年六月七日にローマで署名された条約は、この議定書の当事国政府間において、この議定書の第三条に従つて協会の常設委員会が告知する日から効力を有しなくなり、従つて、協会(センターを含む)は、解散するものとする。

第二条

協会の常設委員会は、協会の総会の指示に従つて協会(センターを含む)の業務を終了するものとし、このため次のことを行わなければならない。

(a) 協会(センターを含む)のすべての資産を取りまとめ、並びにその書籍、文書、記録及び動産を占有すること。

(b) 協会が負つてゐるすべての未履行の債務を履行すること。

(c) 協会の被用者を解雇し、並びに人事に関するすべての書類及び記録を機関に引き渡すこと。

(d) 協会(センターを含む)の書籍、文書、記録及びすべての残余資産の占有権並びにこれらのものの完全な所有権を機関に移転すること。

第三条

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

第四条

協会(センターを含む)の業務が終了したときは、この議定書の附属書に掲げる国際条約の規定によつて協会に与えられた権限、権利又は義務は、機関に継承するものとし、この議定書の当事国政府であり、且つ、これらの条約の当事国の政府であるものは、これらの規定のうち効力を有するすべてのものを、協会の代りに機関に関するものとみなして実施するものとする。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

協会の常設委員会は、この議定書の第二条によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に申し回す。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日及び協会(センターを含む)の解散の日とみなす。

第五象

協会の加盟国の政府でこの議定書に署名していないものは、機関の事務局長に加入通告書を送付することによつていつでもこの議定書に加入することができる。同事務局長は、その加入をすべての署名政府及び加入政府に通報するものとする。

第六象

1 この議定書は、批准を要しない。但し、署名に際して批准に関する明示的な留保を附した政府については、この限りでない。

2 この議定書は、協会の加盟国の政府のうち三十五の政府がこれを受諾した時に効力を生ずる。その受諾は、次のいずれかの方法によつて行ふものとする。

(a) 批准に関する留保を附さない署名

(b) 批准に関する留保を附してこの議定書に署名した政府による批准書の機関の記録への寄託

(c) 第五条による加入通告

3 この議定書は、本条2に従つて効力を生じた後は、協会の加盟国の政府であるその他の政府について、次のいずれかの日に効力を生ずる。

(a) 当該政府のために署名が行われた日。但し、その署名が批准に関する留保を附して行われた場合には、当該政府についてその批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(b) 署名しないで第五条に従つて加入する政府の場合には、その加入通告が受領された日

以上の証として、各自の政府から正当に委任を受けた代表者は、本日会合して、この議定書に署名した。ひとしく正文であるフランス語及び英語により作成されたこの議定書の原本一通は、機関の記録に寄託するものとする。機関は、各署名政府、各加入政府及びこの議定書の署名の時に協会の加盟国の政府であるその他の政府にその認証本を送付するものとする。

千九百四十六年三月三十日にローマで作成した。

アルゼンティン政府のために

カルロス・ブレビア

アルゼンティン政府の承認を条件として

オーストラリア政府のために

G・S・ブリッヅランド

ベルギー（ベルギー領コンゴを含む）政府のために

G・ダスブルモン・レンデン

ブラジル政府のために

J・ラトール

批准を留保して

ブルガリア政府のために

I・イワノフ

国際連合食糧農業機関のヨーロッパ地域局を創設することにブルガリア政府が賛成であることを附言して
カナダ政府のために

アルフレッド・ライヴ
チリ政府のために
チリの法律上の規定に従い後日の批准を留保して署名する。

フエンサリダ

中国政府のために

薛光前

コロンビア政府のために

アブラハム・フエルナンデス・デ・ソト

コロンビアの法律上の規定に従い後日の批准を留保して署名する。

キューバ政府のために

ミゲル・A・エスピノーサ

デンマーク政府のために

T・ブル

エジプト政府のために

マホームド・モハラム・ハマッド

批准を留保して

アイルランド政府のために

マイケル・マックワイト

エクアドル政府のために

M・ソトマヨール・ルーナ

政府の承認を条件として

スペイン政府のために

ホセ・アントニオ・デ・サングロニス

アメリカ合衆国（ハワイ、フィリピン、プエルトリコ及びヴァージン諸島を含む）政府のために

デイヴィッド・マック・キー

批准を条件として

エチオピア政府のために

エティオピア政府のために

フィンランド政府のために

H・ホルマ

フランス（アルジェリア、フランス領西アフリカ、フランス領モロッコ、インドシナ、マダガスカル及びテニニスを含む）政府のために

オージェリャリベ

ギリシャ政府のために

G・A・エキンタリス

ハイチ政府のために

デイヴィッド・マック・キー

政府の承認を条件として

ハンガリー政府のために

パツプ・アルモシユ

インド政府のために

ジョン・O・メイ

イラン政府のために

デイヴィッド・マック・キー

イタリア政府のために

ヴァンチエンツォ・リヴェラ

批准を留保して

ルクセンブルグ政府のために

G・ダスブルモン・L・メキシコ政府のために

ニカラグア政府のために

デイヴィッド・マック・キー

政府の承認を条件として

ノールウェー政府のために

シーグルド・ベントウソン

パラグアイ政府のために

デイヴィッド・マック・キー

オランダ（オランダ領インドを含む）政府のために

H・ファン・ハーステルト

ペルー政府のために

ペルーの法律上の規定に従い後日の批准を留保して署名する。

リカルド・リヴェラ・シユライベル

ポランド政府のために

W・ヴィンシスキー

ポルトガル政府のために

アントニオ・ペレイラ・デ・ソウザ・ダ・カマラ

ルーマニア政府のために

M・モシユナリシオン

ユーゴスラヴィヤ・ボルン

万国農事協会の、ローマを所在地とする国際連合食糧農業機関のヨーロッパ地域として、維持することにルーマニア政府が賛成であることを附言して

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

ジョン・O・メイ

サン・マリノ政府のために

マリオ・モレスキヤルキ

シヤム政府のために

デイヴィッド・マック・キー

スウェーデン政府のために

J・C・ラーゲルベリ

スイス政府のために

R・ドゥ・ヴェック

チェコスロヴァキア政府のために

ドクトル ヤン・パウリニ・トド

批准を留保して

トルコ政府のために

フルザン・セルジュック

批准を留保して

南アフリカ連邦政府のために

F・H・シーロン

ウルグアイ政府のために

昭和二十九年五月八日 参議院會議録第四十三号 万国農事協會に關する条約の失効に關する議定書への加入について承認を求めるとの件外一件

ホセ・S・スカローネ
ヴェネズエラ政府のために

ユーゴスラヴィア政府のために
ドクトル スロヴエン・J・
スモドラカ

批准を留保して

エル・サルヴァドル政府のために
アメデオ・S・カネーサ

附屬書

議定書第四條の關連する条約
の表

千九百二十年十月三十一日にロー
マで作成されたこの防除に關す
る國際条約

千九百二十九年四月十六日にロー
マで作成された植物の防疫に關する
國際条約

千九百三十一年十二月十一日にブ
ラッセルで作成された國際貿易にお
ける雞卵の表示に關する國際条約

千九百三十四年四月二十六日に
ローマで作成されたチーズの分析方
法の統一に關する國際条約

千九百三十五年六月五日にローマ
で作成されたぶどう酒の分析方法の
統一に關する國際条約

千九百三十六年十月十四日にロー
マで作成された家畜登録簿の記入及
び利用の方法の統一に關する國際条
約

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國と

スウェーデンとの間の協定の締結
について承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十九年四月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

第二次世界大戰の影響を受けた工
業所有權の保護に關する日本國とス
ウェーデンとの間の協定の締結につ
いて、日本國憲法第七十三條第三号
但書の規定に基き、国会の承認を求
める。

次の規定を協定した。

第一条

1 千九百三十四年六月二日にロン
ドンで改正された工業所有權保護
に關するパリ同盟条約第四條の規
定に定める發明の特許又は實用新
案、工業的の意匠若しくはひな形
若しくは商標の登録の後の出願の
ための優先期間で、千九百四十二
年一月一日前に満了してないもの
の又は同日以後に開始し始め、且
つ、千九百五十二年十二月三十一
日以前に満了したものは、この協
定の効力發生の日後六箇月を経過
する日まで延長されるものとす
る。

2 1の規定による優先期間の延長
の利益は、当該出願の際工業所有權
保護に關するパリ同盟条約の加盟
國であつた國における最初の出願
に基いて許与されるものとする。

第二条

第一条2の規定による最初の出願
に基く優先權の主張をするためそ
れぞれの締約國の法令により許与
される期間は、この協定の効力發
生の日後六箇月を経過する日まで
の間、満了しないものとする。

第三条

1 特許料又は登録料を納付しな
かつたため千九百四十二年一月一
日から千九百五十二年十二月三十一
日までの間に消滅した特許權又は
實用新案權若しくは意匠權は、こ
の協定の効力發生の日後六箇月以
内にその權利の回復が申請された
場合において、当該申請の際その
權利の最長存続期間が満了してい

ないときは、消滅に係る特許料又
は登録料を納付することによつて
回復することができ。

2 法定の要件を満たすことができ
なかつたため千九百四十二年一月
一日から千九百五十二年十二月三
十一日までの間に無効となつた発
明の特許出願又は實用新案若しく
は意匠の登録出願は、その前に履
行されてない要件を追完すること
によつて効力を回復することが可
である。但し、この手続は、この
協定の効力發生の日後六箇月以内
に執られなければならない。

第四条

千九百四十一年一月一日からこ
の協定の署名の日までの間に善意で発
明、實用新案若しくは工業的の意匠
若しくはひな形を実施し、又はその実
施のための必要な準備をした第三者
は、それぞれの締約國の法令に従つ
てその実施を継続することができ。

第五条

1 千九百四十二年一月一日から千
九百五十二年十二月三十一日まで
の間に満了した商標權の存続期間
は、この協定の効力發生の日後六
箇月以内にその更新登録が出願さ
れたときは、更新することができ
る。この更新は、通常の存続期間
の満了の時にさかのぼつて効力を
生ずる。

第六条

1 千九百四十二年一月一日からこ
の協定の効力發生の日までの期間は、
特許發明の実施若しくは登録商標の
使用に關しそれぞれ締約國の法令
に規定された期限又は工業所有權保
護に關するパリ同盟条約第六條の二
第二項に従ひ規定された期間を決定
するに當り、算入されないものとす
る。

第七条

第一条、第二条、第三条、第五條
及び第六條に規定する利益は、權利
の取得、存続又は更新のための法定
の要件を満たすことができなかつた
ことが過失によるかどうかを問わ
ず、許与されるものとする。また、
それらの利益が許与されるに當つて
は、特別の手数料は、徴されないも
のとする。

よつて効力を回復することができ

る。但し、この手続は、この協定
の効力發生の日後六箇月以内に執
られなければならない。

3

各相手締約國に登録された商標
で、1の規定による期間内に商標
權の通常の存続期間が満了したも
のの所有者がこの協定の効力發生
の日前にその商標の新たな登録の
出願をしていない場合において、こ
の協定の効力發生の日後六箇月の
期間が満了する時及び当該商標が
登録される時のうちいずれか早い
時までにはその者の申請があつた
ときは、その新たな登録は、通常の
存続期間の満了の時にさかのぼつ
て効力を生ずる。

第六條

千九百四十二年一月一日からこ
の協定の効力發生の日までの期間は、
特許發明の実施若しくは登録商標の
使用に關しそれぞれ締約國の法令
に規定された期限又は工業所有權保
護に關するパリ同盟条約第六條の二
第二項に従ひ規定された期間を決定
するに當り、算入されないものとす
る。

第七條

第一条、第二条、第三条、第五條
及び第六條に規定する利益は、權利
の取得、存続又は更新のための法定
の要件を満たすことができなかつた
ことが過失によるかどうかを問わ
ず、許与されるものとする。また、
それらの利益が許与されるに當つて
は、特別の手数料は、徴されないも
のとする。

八五七

昭和二十九年五月八日 参議院會議録第四十三号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案外二件

めるの件について、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、万国農事協会は、一九〇五年六月七日にローマで作成されました万国農事協会に関する条約によつて設立された国際機関でありまして、爾來農業関係の諸情報の収集、研究、刊行等の任務を行なつて参りました。然るに、戦後、一九四五年十月十六日に、FAO憲章、即ち国際連合食糧農業機関憲章が作成され、国際連合の傘下の専門機関たるFAOが、万国農事協会の任務を含む汎汎な諸任務を遂行することとなり、その第一回総会は、万国農事協회를廃止して、その任務及び資産をFAOに移転するため協議書を作成することを勧告する決議を行なつたのであります。本件議定書はこの勧告に応じて作成されたものであります。一九四八年一月二十八日に効力を生じ、万国農事協会に関する条約は、同年二月二十七日に同議定書の当事国について効力を失ひ、同協会は同日を以て解散されたのであります。然るに我が国は、法律上は今もなお万国農事協会の加盟国でありますので、本件議定書に加入することによつてこの不合理を改める必要があるわけでありまして、なお、本件議定書の当事国は、本年二月二日現在で五十カ国になつてゐる旨の説明でありました。

委員会においては、別段の質疑もなく、五月七日、採決を行いましたこと

ろ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

次に、議題となりました第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

第二次世界大戦とこれに続く日本の連合国による占領のため、約十年間は日本、スウェーデン間の通信連絡が異常状態に置かれ、その結果工業所有権関係の出願書類を相手国に郵送したり、又特許料、登録料等を相手国に送金納付することが極めて困難でありました。更に、連合国の占領政策は、一時、日本政府が外国人の出願を受理し、又は日本人が外国に出願することを禁止いたしておりました。これらの理由により、日本、スウェーデン間においては互いに相手国民の工業所有権を保護するための措置をとることができない状態にあつたのであります。

ところが一昨年四月、スウェーデン政府から我が国に對し、これらの権利を相互的な基礎に立つて救済するため協定を締結したい旨の申入があり、東京で交渉を行いましたところ、兩國間に意見が完全に一致しましたので、本年三月三十一日に協定に署名を行なつた次第であります。

この協定の内容は、第一に、工業所有権の特許又は登録のための優先期間の延長につき、第二に、消滅した工業所有権の回復、又は更新及び無効となつた特許出願、又は登録出願の効力回復について規定してあるのであります。が、先に、第十六回特別国会で御承認を得ました我が国とドイツ連邦共和国及びスイス連邦との間の協定並びに今国会において御承認を受けましたデンマークとの間の協定の内容と殆んど差異がないのであります。この協定の締結は、兩國間の友好関係及び技術提携関係を増進させるに役立つものと信ずる旨の説明がありました。

委員会は、五月六、七両日審議を行いました。質疑におきましては、本協定が、他の諸国との同種の協定と異なる点、工業所有権に関する兩國間の状況、附屬交換公文の趣意等についての質問に對し、本協定の規定中、他の諸国との同種の協定と異なる点は、他の例に見る特許権、実用新案権及び意匠権のほかに、特にスウェーデン側より希望があつたため、第五条の商標権に関する規定を設けた点だけである。戦後スウェーデンが日本に持つてゐる有効な工業所有権は約三百七十件、このうち本協定によつて効力を回復すると思われるものは七十四件であつて、他方、日本がスウェーデンに持つてゐる工業所有権は僅か数件に過ぎず、このうち効力を回復するものがあるか否か

は明らかでない。我が国がこの種の協定を結んでゐる国の中で最も関係の深いのはドイツであつて、以下スイス、スウェーデン、デンマークの順となつてゐる。次に、交換公文につきましては、日本といはしましては、中立国にある日本国民の資産は赤十字国際委員会に引渡すべき旨を定めた対日平和条約第十六条との関係を明らかにしておる必要があり、スウェーデン側としてはすべて国内の私有財産は、これを尊重する態度をとつておられて、この兩國の異なつた立場を調整する趣旨で公文を交換することになつた次第であります。なお、実際上は、スウェーデンにおける日本の工業所有権引渡は別段問題とならない模様である旨の政府の答弁がありました。

委員会は五月七日質疑を了し、採決に入りましたところ、本件は、承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。兩件全部を問題に供します。委員長報告の通り兩件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて兩件は、全会一致を以て承認することに決しました。

八五八

○議長(河井彌八君) 日程第四、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案
日程第五、物品の無償貸付及び譲手等に関する法律の一部を改正する法律案
日程第六、国の所有に属する自動車

の交換に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

審査報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月七日
大蔵委員長 大矢半次郎
参議院議長河井彌八君

多数意見者署名
山本 米治 土田國太郎
前田 久吉 岡崎 眞一
青柳 秀夫 白井 勇
藤野 繁雄 小林 政夫

附則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴い、同協定第六条に基づき、関税等の免除を受けて輸入され、または物品税等の免除を受けて国内で調達された資材及び製品等の譲り受けについて制限を設ける等関税法、関税定率法、物品税法及び揮発油税法について、それぞれ所要の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認めらるが、施行期日「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日」を「公布の日」に改めるよう修正を加えた。

二、事件の利害得失

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の関税法等の免除事項に対応する税法等を整備し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 廣八郎

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第 号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の特例を設けることを目的とする。

(関税等を徴収する場合)

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と総称する。）以外の者が協定第六条の規定に於いて、物品税若しくは揮発油税（以下「関税等」という。）の免除を受けて資材、需品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取つた場合において、当該資材等又はこれらについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税関長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がされないときは、その輸入又は移出若しくは引取の際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該資材等又は製品が天災その他やむを得ない事由に因り滅失したことにつき税関長又は税務署長の承認を受けた場合
二 当該資材等又は製品について第四條第一項本文又は第五條第一項本文の規定の適用があつた場合

2 前項の規定による関税の徴収については、国税徴収の例による。
(免税輸入資材等の製造等)
第三条 協定第六条の規定により関税等の免除を受けて輸入した資材等を政府に引き渡す前に当該資材等について加工し、又はこれを原料として製造しようとする場合においては、当該加工又は製造は、税関長が期間を指定して承認した工場において行なわれなければならない。

2 関税法第三十五條、第百條第三号並びに第百五條第一項第五号、第二項及び第三項の規定は、前項

に規定する資材等又は工場については準用する。

第四条 協定第六条の規定により関税等の免除を受けて輸入された資材等又は製品若しくはその副産物（以下「製品等」という。）を譲り受けようとするときは、その譲受を輸入とみなし、関税法及び関税定率法の規定を適用する。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該譲受が協定第六条に規定する相互防衛のため資材等又は製品を政府に引き渡すためのものである場合その他政令で定める場合
二 当該譲受に係る資材等又は製品等について既にこの項本文の規定の適用があつた場合

三 当該譲受に係る資材等が第二條第二項の規定により関税等を徴収されたものである場合
四 当該譲受に係る製品等が第二條第一項の規定により関税等を徴収された資材等の製品等である場合

2 前項本文の規定の適用を受ける譲受は、物品税法第十條及び揮発油税法第五條の規定の適用については、保税地域からの引取とみなす。

3 第一項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等は、関税法の規定の適用については、同法の外国貨物とみなす。

(免税調達資材等の譲受の制限等)
第五条 協定第六条の規定により物品税又は揮発油税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受を製造場からの移出又は引取とみなし、その譲り受けようとする者を製造者又は引取人とみなして、物品税法又は揮発油税法の規定を適用する。この場合において、前条第一項但書の規定を準用する。

2 前項の規定により物品税法を適用する場合においては、同法第十條第一項の規定にかかわらず、直ちに物品税を徴収する。

附則
1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日から施行する。

2 関税法（昭和二十九年法律第 号）の施行の日の前日までに、おけるこの法律の適用については、第一條中「関税法（昭和二十九年法律第 号）」とあるのは「関税法（明治三十三年法律第六十一号）」と、第三條第二項中「関税法第三十五條、第百條第三号並びに第百五條第一項第五号、第二項及び第三項」とあるのは「関税法第一條ノ二第三項、第百一條ノ八及び第百一條ノ九」と、資材等又は工場」とあるのは「工場」とする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年五月八日 参議院會議録第四十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案外二件

昭和二十九年五月八日 参議院會議録第四十三号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う開税法等の臨時特例に関する法律案外二件

八六〇

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎
衆議院議長 堤 康次郎

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のために必要な機械器具を貸し付けるとき

第三条第五号中「生活困窮者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げる者であつて応急救助を要する者」を「災害による被害者その他の者で応急救助を要するもの」に改める。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

三 国有林野法第二条に規定する国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井 清八郎

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案

国の所有に属する自動車の交換に関する法律

1 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をい

う)は、当分の間、必要があることを認めるときは、政令で定めるところにより、国の所有に属する自動車、国以外の者が所有する自動車と交換することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先づ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う開税法等の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、先づ今国会において承認せられました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定が実施されます場合、同協定第六條の開税、物品税等の免税条項に基づき、開税法等の開税法に所要の特例を設けようとするものであります。

以下、本案の主要点を申し上げますと、第一点は、本邦政府、合衆国政府及び他の被援助国政府以外の者が、協定に基いて開税、物品税、揮発油税の

免除を受けて資材等を輸入し、又は製造場、保税地域から移出若しくは引取つた場合において、これを原料とした製品を一定の期間内に引取るべき政府に引渡したことに引換する証明がなされるときは、当該資材等について開税等の免除を受けたものから、特定の場合を除き、直ちに開税、物品税、揮発油税を徴収することとしようとするものであります。

第二点は、協定に基づき開税等の免除を受けて輸入され、又は物品税、揮発油税の免除を受けて国内で調達された資材等、又は製品等を譲受ける場合には、その譲受を輸入、製造場からの移出又は引取とみなして、特定の場合を除き、開税、物品税、揮発油税を徴収しようとするものであります。

委員会における本案審議の詳細につきましては、速記録に譲ることを御了承願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、藤野委員より、「本法の施行期日は、附則第一項に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日」となっているが、同協定はすでに本年五月一日に発効しておるので、公布の日とすべきである」との修正意見が述べられ、次いで菊川委員より、「いわゆるMSA協定に反対である以上、同協定に基く本案に対してはも根本的に反対である。又免税された

需品等が入つて来る場合に、国内産業を不当に圧迫することが懸念され、本法のごとき特例を設けるべきではないと考えるので反対する」との意見が述べられました。討論を終り、採決の結果、藤野委員の修正案は多数を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても多数を以て可決せられ、本案を修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における風水害等の発生時における救助の状況等に鑑み、災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため、寝具その他の生活必需品を貸し付けるとき、又は災害の応急復旧を行う者に対し、その応急復旧のために必要な機械器具を貸し付けるときは無償又は低額ですることが出来る途を開くこととすると共に、国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が、震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、災害救助又は施設の応急復旧の用に供するため、林野の産物又はその加工品を低額で譲渡することが出来ることとする等、所要の改正を加えようとするものであります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。次に、国の所有に属する自動車の交換に関する法律案について申し上げます。

本案は、国が所有する自動車につき、当分の間、国以外の者が所有する自動車と交換することが出来る途を開き、これが効率的な活用を図ると共に、国の経費の節減等にも資することが出来ることとし、交換の場合、その価額が等しくないときは、その差額は金銭で補足することとしようとするものであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、菊川委員より、「本案は、その意図するところが国民感情に合致し、又国家財政の見地から言つても至極適當と考へる。大蔵当局が熱意と勇氣とを持つて率先その実現に努められたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関

昭和二十九年五月八日 参議院會議第四十三号 労働基準法の一部を改正する法律案

税法等の臨時特例に関する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 次に、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案、国の所有に属する自動車の交換に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、労働基準法の一部を改正する法律案(栗山良夫君外十名発議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。労働委員長栗山良夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

労働基準法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。
昭和二十九年四月二十八日

昭和二十九年五月八日 参議院會議第四十三号 労働基準法の一部を改正する法律案

発議者

栗山 良夫 井上 清一
棚原 亨 吉野 信次
田村 文吉 阿具根 登
吉田 法晴 田畑 金光
寺本 廣作 大山 郁夫
市川 房枝
参議院議長河井彌八郎

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「医師を」「医師又は歯科医師」に、同条第三項中「前二項を」「前三項」に、同条第四項中「第一項を」「第一項又は第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の事業のうち一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師の外、歯科医師にも労働者の健康診断をさせなければならぬ。

第二百二十条第一号中「第五十二条第一項若しくは第二項を」「第五十二条第一項乃至第三項」に改める。

附 則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案に關しまして、法案の内容及び委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

先ず、法案の内容について申し上げますと、本法案は、労働基準法第五十二条の改正に関するものであります。即ち現行法の規定によりまして、一定の事業の使用者は、雇入の際及び定期に医師による労働者の健康診断を行わなくてはならないことになっておるのであります。本法案は、これら事業のうち、命令で定める一定の事業については、医師のほか、歯科医師による口腔内の健康診断を行わなくてはならぬようにいたそうとするものであります。酸、燐、砒素その他の化学薬品、又は鉛、水銀その他の工業原料を常時多量に使用する作業に従事する労働者は、これらの有害化学薬品又は工業原料を含む蒸気、ガス等によつて歯牙の損傷その他の口腔内の疾病を起しやすいので、これらの疾病を早期に発見し、且つ早期に治療対策を講ずること、は、労働者の健康保持のため誠に必要なこととあります。然るに、現行法では、只今申し上げました通り、これら労働者に対し、歯牙等の専門医たる歯科医師による健康診断は必要でないことになっておるのであります。早期発見、早期治療により労働者の健康を保

持するといふ観点から申しますと、十分な立法措置がとられておるといふわけには参りません。各会派に属する議員の共同によつて提案されましたこの改正法案は、現行法におけるこれらの不備な点を是正し、労働者の保護に万全を期せうといはしておるのであります。これが本法案の提案の趣旨であります。

この法律案は、去る四月二十八日労働委員会に付託されたのであります。が、昨七日、提案者を代表し、吉田法曹議員から提案の理由を聞き、審議した後、採決した結果、全会一致を以て可決いたしました次第でございます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第八より第二十三までの諸議及び日程第二十四より第三十三までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長栗山良夫君。

昭和二十九年五月八日 参議院會議録第四十三号 会期延長の件

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔栗山良夫登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今議題となりました諸君、陳情の労働委員会におきまする審議の結果を御報告いたします。

先ず請願七百六号、千三百六十五号、千四百十八号、千五百二十五号、千八百四十号、陳情三百二十四号、三百四十三号、三百五十三号、三百七十五号、三百八十六号、三百九十五号、四百十号、四百三十八号、四百八十七号等、請願五件、陳情九件は、いずれも労働基準局の地方移譲反対等に関するものであります。次に、請願千五百九号、陳情六十五号は、いずれも労働基準行政機構改革等反対に関するものであります。次に、請願二千二百六十三号、陳情二十五号は、いずれも地方労働委員会専属事務局存置を要請するものであります。次に、陳情四百二十五号は、労働組合の自主的団体交渉権確立を要請するものであります。次に、請願五百八十六号、千百九十号は、いずれも失業対策事業費国庫補助増額等を要請するものであります。次に、陳情五百五十七号は、公共職業安定所経費の増額を要請するものであります。次に、請願四百七十一号は、労働者供給事業の禁止措置を要請するものであります。次に、請願二千二百五十三号は、傷病軍人の雇用割当制度を要請するものであります。次に、請願

五十三号、四百七十二号は、いずれも事業附属寄宿舎規程を改正して寄宿舎施設の改善を要請するものであります。

次に、陳情三百七十一号は、福井県下に労災病院の設置を要請するものであります。次に、請願九百二十六号、陳情三百四十一号は、いずれも労働基準法を業種業態に応じて適用するよう要請するものであります。次に、請願二千四百六十六号は、映写技術者資格免許制度の一元化を要請するものであります。次に、陳情四百四十四号は、看護婦を労働基準法の適用除外にせんとすることに反対するものであります。次に、請願千四百十九号、陳情四百二十四号は、技能者共同養成費国庫補助増額を要請するものであります。

次に、請願千五百六号、千八百三十三号、千九百六十一号、陳情六百二十六号、六百三十三号は、いずれも肺病法制定を要請するものであります。次に、請願二千五百十三号は、高等学校卒業者の就職促進を要請するものであります。

以上、請願二十件、陳情十九件は、いずれもその願意おおむね妥協なものと認めて、これを採択し、議院の決議に付し、内閣に送付すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告

の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 給員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前十一時十七分休憩

午後九時十三分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続

き、これより会議を開きます。

この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

議長は、会期延長の件について議院運営委員会に諮りましたところ、会期を本月二十二日まで十四日間延長すべきであるとの決定がございました。

本件に対し討論の通告がございました。発言を許します。発言時間は、国会法第六十一条の規定により十分以内に制限いたします。田畑金光君。

〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 私は日本社会党を代表し、只今議題となりました会期延長に關する件に対し反対の意思を表明するものであります。

重要法案が両院に山積し、これが通過を図るため会期を延長することであり、御承知の通り、本国会は通常国会であり、国会法に基き会期百

五十日間の長期に亘る国会であります。その長期国会も本日をもってまさに終ろうとしたところなのであります。

然るに、今日なお我が参議院におきましては、百二十数件に上る案件が上程されておるのであります。議案審議の滞滞は何に由来し、何が故にかくのごとき法案の山積を見るに至つておりました。どうか、言ふまでもなく、これは政府の不手際の結果であり、汚職に明け、腐敗に暮れた政府とその与党が法案審議を忘れ、ひたすら疑獄と汚職に対する檢察庁の追及から如何に彼らの安全を守るかにすべての精力を傾け、(その通りと呼ぶ者あり)みづから法案の審議促進を躊躇した結果にほかなりませ

ん。(拍手)殊に内閣の首長である吉田総理は、長期国会における登壇数僅か二十数日に出でず、神経痛の仮病にかこつけ、野党と世論の追究から逃避して大義に引きこもり、院の再々の要請にもかかわらず、重要法案の答弁に立たず、議會をサポートた彼の怠慢、不遜、傲慢極まる国会輕視が今日の事態を招いたのであり、(拍手)みづから蒔いた種子はみづから刈りとりねばならんと私は感ずるのであります。

第二の反対の理由は、現政権はすでに四月二十三日、本院における警告決議案の可決の日を以て実質的にはその存続の基礎を失ひ、行政府としての機能と役割は、ついに終りを告げておるのであります。従つて国民に見離され

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

汚れきつた政府の下に法案を審議することは、國權の最高機關たる国会の權威を失墜し、國民の意思を冒瀆する結果にほかなりません。(拍手)思うに長期に亘る第十九通常国会を特色づけておるものは何でありましようか。即ちそれは一面におきましてはM S A予算を根幹とする国家財政経済の再軍備体制への急速な衣換えと反動諸立法を中心とする軍事国家、警察国家への移行という逆コースがいよいよ露骨化したといふことであります。他面におきましては造船増産を中心とする政界、官界、財界の腐敗が檢察庁のメスによつて全容を白日の下にさらされ、資本主義政党的本性、自由党という名の保守党の持つ恐るべき悪逆無道さが國民の目の前に明らかにされるに至つたといふことであります。(拍手)民主政治は輿論政治であり、輿論に基き出処進退を明らかにすべきであります。吉田内閣は、民主政治のイロハも理解せざるの故か、声なき大衆の激しい声に耳を傾けようとしておりません。民主主義政治は民衆のための政治であり、國民の幸福を図ることがすべてであります。吉田内閣は少壮独占資本に奉仕することに汲々としておるのであります。最近世上に見ます凶悪犯罪の頻発、テロリズムの横行は、一体何に原因すると見るべきでありましよう。戦慄すべき幼き學童に対する暴行殺人事件、頻々と國民に加えられる殺傷、強

際、或いはすでに吉田総理に加えられるようとしたしておりますテロリズムの恐怖すべき動向は、単にヒロポン中毒患者の精神異常の発作として片付けていいものでありません。断じてさうではありません。これら一連の社会道義の類、国民道徳の低下こそ、まさに吉田内閣六年に亘る積弊の所産であり、免れて恥なき腐敗政治の落し子と断ぜざるを得ない。(拍手)法律に触れさせなければ如何なる悪事をも憚らぬ社会的反逆者と同一の異常心理こそ現政権の頭腦と申さなければなりません。今日必要なことはただ単に二、三の法案を通すことではありません。まさに失われんとしている政治への信頼、議会政治の権威を回復することこそ、政府、国会挙げての課題であります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)吉田一家の利益を、即ち国家の利益と混同し、与党の利益と国民の利益を混同する現政府の退陣こそ、国家と民族の将来の幸福のためにさねばならぬ重要な問題であります。

第三の反対の理由は、会期延長は党利党略の所産であるであります。即ち会期中に是が非でも保守新党を作つて、世論の反撃から身をかまし、保守政権の土台をゆさぶる危機を乗り切ろうとしております謀略的意図に出ておるのであります。政党は政策を以て立ち、政党政治は主義主張、政策の対決によつて相互切磋琢磨するものでなければなりません。然るに何らの政策の持合せなく、選挙の公約を毀棄のごとく脆き捨てながら奇木細工によつてしばしの嵐を避け、雨をよけようとする今回の新党結成の動機こそ、今回の会期延長の大きな原因であるということこそ考えましたとき、その憐れむべき心情に對しまして、断固我々は糾明せざるを得ないのであります。(拍手)

第四の反対の理由は、重要法案審議のためというが、彼らの申す重要法案とは、日本の将来のため、なくもがな法案であり、民主主義擁護のために断じて譲らねばならぬ憲法なのであります。今日政府のとつております一連の反動立法は、平和憲法のいわゆる平和主義と民主主義を根柢から覆すものであり、基本的人權を文字通り空文化するもののようにあります。教育の中立性確保の名の下に、目下採決を迫られております教育二法案は、一体何を物語るものであります。教育を政治権力の下に屈伏せしめ、自主的、批判的、創造的精神を培い、信義と正義に奉仕すべき新しき教育を根本から破壊し去り、よつて以て無知と無批判の上に自由党政権の延命を図る意図以外の何ものでもないであります。(拍手)教育の中立を云々する前に、民主政治の基盤である三権分立の民主的制度の尊厳を自覚し、司法権の独立、檢察権の中立性確保を期することこそ、何よりも増して今日喫緊の課題と申さねばなりません。

最後に、私の反対する理由は、今回の会期延長の衆議院における措置は、国会法、両院規則の精神を蹂躪し、議決されておるといふことであります。国会法同院規則によれば、国会の会期決定、又は会期の延長は、両議院一致の議決によるべきであり、両議院一致の議決によらないとき、初めて衆議院の議決によるべきであるにかかわらず、今回も又従来と同様、衆議院の一方的意思により決定されたのであります。国会を構成し、國權の最高機關としての衆議院の權威を無視するも甚だしいと申さねばなりません。この暴挙こそ、発しては現内閣の国会輕視となり、発しては衆議院の警告決議案を蹂躪する政府の態度にはかなりません。

私はこれらの諸点に基き、会期延長はいわれなきもの、根柢なきものであり、速かに国会を終了せしめていわゆる重要法案を阻止することこそ、国民の輿論に應える途であり、同時に又、本日とて国会を終了せしむることにより、一日も早く佐藤幹事長、池田政調会長を逮捕せしめ、泥を吐かせることこそ、議院政治の權威を確立する途なりと、私は確信いたしました。会期延長に断固反対の意思を明らかにするものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本件の採決をいたします。会期を本月二十二日まで十四日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて会期は、本月二十二日まで十四日間延長することに決定いたしました。(拍手)

次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後九時二十四分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(中央建設業審議会委員)

一、日程第二 万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件

一、日程第三 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

一、日程第五 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六 国の所有に属する自動車等の交換に関する法律案

一、日程第七 労働基準法の一部を改正する法律案

一、日程第八乃至第二十三の諸議案

一、日程第二十四乃至第三十三の陳情

一、会期延長の件

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員

河野 謙三君 佐藤 尚武君
小林 政夫君 岸 良一君
北 勝太郎君 片柳 眞吉君
上林 忠次君 井野 碩哉君
石黒 忠雄君 飯島通次郎君
加賀山之雄君 赤木 正雄君
山川 良一君 森田 義衛君
宮城タマヨ君 瀧口 三郎君
三木眞吉郎君 三浦 辰雄君
前田 穰君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 野田 俊作君
西田 隆男君 豊田 雅孝君
田村 文吉君 館 哲二君
竹下 豊次君 杉山 昌作君
高瀬莊太郎君 新谷眞三郎君
島村 軍次君 白井 勇君
横川 信次君 深木 六郎君

木村 守江君	安井 謙君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君
高野 一夫君	西川勝平治君
石井 桂君	井上 清一君
関根 久蔵君	川口爲之助君
吉田 萬次君	酒井 利雄君
佐藤清一郎君	劍木 亨弘君
宮本 邦彦君	長島 銀藏君
宮田 重文君	滝井治三郎君
田中 啓一君	大矢半次郎君
石川 榮一君	岡崎 眞一君
石原幹市郎君	植竹 春彦君
岡田 信次君	松岡 平市君
大谷 楚清君	園 伊能君
西郷吉之助君	中川 幸平君
北村 一男君	左藤 義詮君
寺尾 豊君	中川 以良君
吉野 信次君	津島 海一君
大達 茂雄君	青木 一男君
大野木秀次郎君	小龍 彬君
古池 信三君	伊能繁次郎君
杉原 荒太君	榎原 亨君
大谷 實雄君	宮澤 喜一君
横山 フク君	西岡 ハル君
重政 廣徳君	小澤久太郎君
木内 四郎君	藤野 繁雄君
雨森 常夫君	石村 幸作君
青山 正一君	秋山俊一郎君
入交 太蔵君	高橋進太郎君
仁田 竹一君	松平 勇雄君
上原 正吉君	郡 祐一君
山本 米治君	三輪 貞治君
平井 太郎君	川村 松助君

白波瀬米吉君	池田平右衛門君
島津 忠彦君	湯山 勇君
大和 與一君	小林 英三君
草葉 隆圓君	泉山 三六君
石坂 豊一君	井上 知治君
岩沢 忠恭君	木下 源吾君
内村 清次君	秋山 長彦君
阿具根 登君	海野 三朗君
大倉 精一君	河合 義一君
岡 三郎君	龜田 得治君
小松 正雄君	近藤 恒一君
竹中 勝男君	成瀬 幡治君
小酒井義男君	佐多 忠隆君
久保 等君	堂森 芳夫君
田畑 金光君	森崎 隆君
高田なほ子君	安部キミ子君
藤田 進君	岡田 宗司君
田中 一君	戸叶 武君
栗山 良夫君	吉田 法晴君
藤原 道子君	小笠原二三男君
若木 勝蔵君	山田 節男君
天田 勝正君	松本治一郎君
中田 吉雄君	三橋八次郎君
千葉 信君	羽生 三七君
荒木正三郎君	三木 治朗君
曾根 益君	山下 義信君
市川 房枝君	東 隆君
野本 品吉君	三浦 義男君
石川 清一君	最上 英子君
松浦 定義君	三好 英之君
松浦 清一君	深川タマエ君
武藤 常介君	須藤 五郎君
八木 秀次君	加藤シツエ君

五月七日議長において、左の通り議席を変更した。

八〇	松本 昇君
一〇三	
一三四	愛知 揆一君

〔参照〕

井村 徳二君	鈴木 一君
千田 正君	松澤 兼人君
有馬 英二君	堀木 謙三君
長谷部ひろ君	相馬 助治君
村尾 重雄君	棚橋 小虎君
一松 定吉君	吉米地義三君
松原 一彦君	羽仁 五郎君

國務大臣
外務大臣 岡崎 勝男君
政府委員
外務政務次官 小瀧 彬君
大蔵政務次官 植木庚子郎君
労働政務次官 安井 謙君

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円
送料別

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三〇〇
振替東京一九〇〇〇
官報課